



鳥取県公報

平成13年 6月 8日(金)

第 7 2 8 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	字の区域の変更 (363) (市町村振興課) 1
	生活保護法による医療機関の指定 (364) (福祉保健課) 2
	生活保護法による医療機関の変更 (365) (") 2
	生活保護法による診療所の廃止 (366) (") 3
	生活保護法による薬局の廃止 (367) (") 3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (35) 3
教委規則	鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を 改正する規則 (8) (高等学校課) 4
教委告示	定例教育委員会の招集 (10) (総務福利課) 5
	平成14年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針 (11) (高等学校課) 5
調達公告	随意契約の相手方の決定 (2 件) (管理課) 7

告 示

鳥取県告示第363号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条第 1 項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定による三朝町が行う本泉地区基盤整備促進事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成13年 6月 8日

鳥取県知事 片 山 善 博

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成12年12月10日現在の地番による。)
大字本泉字古川	大字本泉字古川の全域 大字本泉字前河原534の 1、535の 1、536、537の 1、539の 1、540の 1 及びこれらと一体をなす国有地

大字本泉字隈田	大字本泉字隈田の全域 大字本泉字前河原523の1、524、525の1、528の1、529、530、531の1、533の1、535の3、543の11及びこれらと一体をなす国有地
大字本泉字前河原	大字本泉字前河原のうち523の1、524、525の1、528の1、529、530、531の1、533の1、534の1、535の1、535の3、536、537の1、539の1、540の1、543の11及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字本泉字大明神	大字本泉字大明神のうち637の1の一部、637の3以外の区域 大字本泉字大能638の1の一部、639の3、640の1の一部、640の4、643の1の一部、643の2、644の1、644の2、645の1の一部、645の2、648の2及びこれらと一体をなす国有地並びに649の2と一体をなす国有地
大字本泉字大能	大字本泉字大明神637の1の一部、637の3 大字本泉字大能のうち638の1の一部、639の3、640の1の一部、640の4、643の1の一部、643の2、644の1、644の2、645の1の一部、645の2、648の2及びこれらと一体をなす国有地並びに649の2と一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
メディカルストレスケア飯塚クリニック	西伯郡淀江町大字淀江1075	平成13年4月1日
岩本医院	米子市尾高3040 - 5	平成13年5月1日
メディカルカウンセリングルーム水川クリニック	鳥取市叶316 - 7	平成13年6月1日
清水歯科クリニック	米子市宗像946 - 1	平成13年4月4日
かず歯科医院	米子市三本松二丁目13 - 23	平成13年4月20日
アロー歯科	西伯郡日吉津村大字日吉津952 - 2	平成13年5月1日
平吾歯科クリニック	鳥取市桜谷661	平成13年6月1日
よしざわ歯科医院	鳥取市南吉方三丁目518 - 1	〃
ナガイ薬局境港店	境港市米川町196 - 3	平成13年4月20日
有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012 - 1	平成13年5月1日
岸岡薬局	米子市両三柳2514	平成13年5月15日
イヌイ薬局宮長店	鳥取市宮長276 - 2	平成13年6月1日

鳥取県告示第365号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団細田医院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成13年4月24日

鳥取県告示第366号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
岩本医院	米子市尾高3040 - 5	平成13年4月30日
吉澤歯科医院	気高郡気高町新町三丁目81	平成13年4月4日

鳥取県告示第367号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
安田薬局	米子市大篠津町551	平成13年4月30日
岸岡薬局	米子市両三柳2514	平成13年5月14日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第35号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成13年6月8日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,769
鳥取県において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	162,806
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	38,403
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	36,540

倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,157
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,964
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,985
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,707
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,049
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,163
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,013
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,829

教育委員会規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年6月8日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(修学奨励金の額、貸与期間及び利子) 第3条 修学奨励金の貸与額は、月額 <u>14,000円</u> とする。 2及び3 略	(修学奨励金の額、貸与期間及び利子) 第3条 修学奨励金の貸与額は、月額 <u>13,000円</u> とする。 2及び3 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 平成13年4月1日前から引き続き高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年又は年次に在学することとなった者を含む。）に係る修学奨励金の額は、改正後の規則第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第10号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成13年6月8日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成13年6月13日(水) 午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第11号

平成14年度鳥取県立高等学校入学者選抜を次の方針により実施する。

平成13年6月8日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

平成14年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

- 1 基本方針
鳥取県立高等学校入学者選抜は、各高等学校が、それぞれの学科やコースの特色にふさわしい選抜方法により生徒の能力や適性等を総合的に評価して行なうものとする。
- 2 出願資格
鳥取県立高等学校入学者選抜に出願できる者は、中学校（これに準ずる学校を含む。）を卒業した者若しくは平成14年3月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者とする。
- 3 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜
 - (1) 推薦入学者選抜
高等学校長は、次に定めるところにより、学科又はコースの特性に応じて、中学校長が推薦する者のうちから推薦入学者の選抜を実施することができる。
なお、推薦入学者選抜に係る募集人員は、各学科又はコースの募集定員の2分の1の範囲内とする。
 - ア 実施期日
平成14年2月8日(金)
 - イ 検査内容
 - (ア) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。
 - (イ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。
 - ウ 選抜方法
合格者は、推薦書、調査書の合計評定並びに第3学年の必修教科及び英語（以下「必修教科等」という。）の評定以外の記録、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 選抜結果の通知等

選抜結果は、中学校長を通じて本人に通知する。

なお、平成14年3月14日（木）に、一般入学者選抜の合格者の発表と併せて、その結果を発表する。

(2) 一般入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成14年3月7日（木）及び8日（金）（学力検査は、平成14年3月7日（木））

イ 検査内容

(ア) 学力検査は、入学志願者全員に対して次により実施する。

a 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできるものとする。

b 検査時間等

各教科とも50分間の検査時間とし、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

c 配点等

(a) 各教科の配点は、50点とする。

(b) 実施教科が3教科の場合は、実施教科の得点の合計を1.5倍又は2倍したものを合計得点とする。

(c) 実施教科が4教科の場合は、実施教科の得点の合計又はその得点の合計を1.5倍若しくは2倍したものを合計得点とする。

(d) 実施教科が5教科の場合は、実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科について、1.5倍又は2倍とする傾斜配点をすることができる。

(e) 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、6対4から4対6までの範囲内とするものとする。

(イ) 面接は、入学志願者全員に対して実施する。

(ウ) 作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、学力検査の合計得点、面接、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等のうち、学力検査を実施する教科の評定を2倍、学力検査を実施しない教科の評定を4倍し、その合計によるものとする。

エ 合格発表

平成14年3月14日（木）

オ 繰上合格

合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(3) 再募集入学者選抜

高等学校長は、次に定めるところにより、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科又はコースについて、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 実施期日

平成14年3月25日（月）

イ 検査内容

（ア）面接は、入学志願者全員に対して実施する。

（イ）学力検査、作文及び実技検査は、学科又はコースの特性により、必要に応じて実施する。

ただし、一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

ウ 選抜方法

合格者は、調査書の合計評定及び第3学年の必修教科等の評定以外の記録、面接、学力検査、作文及び実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の必修教科等の評定の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができるものとする。

エ 合格発表

平成14年3月27日（水）

4 通信制課程における入学者選抜

鳥取県立鳥取西高等学校及び鳥取県立米子東高等学校の校長は、次に定めるところにより、通信制課程における入学者選抜を実施するものとする。

（1）実施期日

平成14年3月1日（金）から同月22日（金）まで（第2土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の間の出願時に実施する。

（2）検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

（3）選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

（4）選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

5 配慮事項

（1）検査に当たっての配慮

身体に障害のある生徒及び海外帰国生徒については、各検査に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

（2）選抜に当たっての配慮

過年度中学校卒業生、海外帰国生徒及び中学校における長期欠席の生徒については、選抜に当たり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

6 その他

鳥取県立高等学校入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 工事進行管理システムの賃貸借及び保守一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 33,369,105円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 鳥 取 県 土 木 部 管 理 課
名 称 及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年6月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 電子計算装置（土木積算システム）の賃貸借及び保守一式
- 2 契 約 方 式 随意契約
- 3 契 約 日 平成13年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所 財団法人鳥取県情報センター
鳥取市東町一丁目220
- 5 契 約 金 額 94,069,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当
- 7 契 約 事 務 担 当 部 局 の 鳥 取 県 土 木 部 管 理 課
名 称 及 び 所 在 地 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 220